

熊本市社会福祉審議会条例の一部改正について

熊本市社会福祉審議会条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊本市社会福祉審議会条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え、同条を第7条とする。

3 民生委員審査専門分科会に属すべき委員として委員長が指名する数は、10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に臨時委員である者の任期については、なお従前の例による。

### (提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正等に伴い、熊本市社会福祉審議会の委員の定数を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。